

令和7年度 藤田用水配水計画

児土改公告第169号

岡山市南区築港緑町二丁目4番地29
児島湾土地改良区
理事長 宮 武 博

標記計画を、利水調整規程に基づき、下記のとおり策定したので、ご承知いただくとともに、ご協力をお願いいたします。

記

第1章 取水の基本事項

(取水口の位置)

第1条 藤田用水における取水口の位置は、次のとおりとする。

藤田用排水機場 岡山市南区藤田7 1 7 - 6番地先 (笹ヶ瀬川右岸)
大曲用排水機場 岡山市南区藤田1 4 8 - 2番地先 (丙川右岸)

(取水量)

第2条 取水量は、次の表のとおりとする。

区分	最大取水量				年間総取水量
	しろかき期	普通かんがい期	非かんがい期		
	6月11日から 6月25日まで	6月26日から 10月20日まで	10月21日から 5月31日まで	6月1日から 6月10日まで	
藤田 用排水機場	4.312m ³ /s	3.859m ³ /s	0.165m ³ /s	2.080m ³ /s	38,536千m ³
大曲 用排水機場	2.000m ³ /s	2.000m ³ /s	0.000m ³ /s	1.018m ³ /s	16,564千m ³
合計	6.312m ³ /s	5.859m ³ /s	0.165m ³ /s	3.098m ³ /s	55,100千m ³

上記の取水は、児島湖により確保される流水が利用されるものとする。

第2章 各配水地区への配水量及び配水期間

(配水地区及び配水ブロック)

第3条 藤田用水の配水地区及び配水ブロックは別紙1に定めるとおりとする。

(配水量及び配水期間)

第4条 配水地区への配水量及び配水期間は、別紙2のとおりとする。また、配水量は標準的な水量であり、河川の流況や天候等を勘案して配水することとなる。

(配水ブロックの代表者)

第5条 各配水ブロックの代表者は、別紙2のとおりとする。

(無効放流等の禁止)

第6条 本地区で使用する農業用水は、取水量が決められており有効に活用することが必要である。そのため、できる限り無効放流や掛け流し(以下「無効放流等」という)を防止するため、無効放流等を発見した場合、管理人、職員等がその給水口を止めることができるものとする。

上記の行為に対して、当該農地の地権者、耕作者等は、何人にも責を追及することはできない。また、上記行為を行ったものはその責を負わない。
すなわち、農地を耕作する者は、適正な水管理の徹底に務めるものとする。

第3章 その他

(関係機関)

第7条 藤田用水の利水調整に係る関係機関は下記のとおりとする。

- (1) 中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所
- (2) 岡山県備前県民局 農林水産事業部 農地農村計画課
- (3) 岡山市南区役所農林水産振興課

以上

(別紙1) 藤田用水配水地区及び配水ブロック図



(別紙2) 配水量及び配水期間、配水ブロックの代表者

国営分水工				配水地区の 代表者	国営分水工				配水地区の 代表者
地区名	国営分水工 (幹線)	6月11日～ 6月25日 (m ³ /s)	6月26日～ 10月20日 (m ³ /s)		地区名	国営分水工 (幹線)	6月11日～ 6月25日 (m ³ /s)	6月26日～ 10月20日 (m ³ /s)	
藤田錦六区	C-1	0.642	0.605	田口 裕士	藤田都六区	C-6	0.621	0.585	田口 裕士
	C-2	0.710	0.672		藤田都	C-7	0.550	0.518	
藤田錦	C-3	0.344	0.325	大橋 和明		C-8	0.682	0.643	林 良之
	C-4	0.589	0.555		藤田大曲	C-9	0.629	0.593	
藤田都六区	C-5	0.558	0.526	田口 裕士					